

○赤平市広告掲載基準

（趣旨）

第1条 この基準は、赤平市広告掲載に関する要綱（平成19年7月1日施行）第3条第2項の規定により広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第2条 赤平市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（屋外広告に関する基本的な考え方）

第3条 屋外広告（北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）に定める許可を要するものをいう。以下同じ。）の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

（個別の基準）

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

（規制業種又は事業者）

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類する業種
- （2）風俗営業類似の業種
- （3）消費者金融
- （4）たばこ
- （5）ギャンブルに係るもの
- （6）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- （7）法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- （8）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- （9）各種法令に違反しているもの
- （10）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （11）市内民間企業等と同一の業種を営む、市外民間企業等の広告

（掲載基準）

第6条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- （1）次のアからケまでのいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉毀（き）損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のアからキまでのいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現(誇大広告)(根拠のない表示や誤認を招くような表現)(例:「世界一」「一番安い」等)(根拠となる資料がある場合に限る。)

イ 射幸心を著しくあおる表現(例:「今が、これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等)

ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの

キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないものとして、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例である場合、広告内容に関連する場合その他の表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、掲載しない。

(1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの

(2) 彩度の高い色、原色、金銀色等を広範囲に使用するもの

(3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

(4) 景観と著しく違和感があるもの

(5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの

(6) 著しくデザイン性の劣るもの

(7) 意味が不明なものその他の公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当するものであって、交通事故の誘発その他の交通の安全を阻害するおそれのある広告は、掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものとして、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材若しくは鏡状のもの又はこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるものとして、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 読ませる広告、4コマ漫画その他のストーリー性のあるもの

イ ニード、水着姿等を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらいものその他の判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

(市のホームページに関する基準)

第9条 市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても、この基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第10条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管課が検討し、判断することとし、その上で、内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。